

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月20日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県日立市幸町2丁目18番5号

氏 名 日立土木株式会社

代表取締役社長 須田 要介

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0294-22-2121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日立土木株式会社
事業場の所在地	茨城県日立市幸町2丁目18番5号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	元請完成工事高 3,555 百万円(前年度実績)
③従業員数	43人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 → 処理委託



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物管理組織図(添付図参照)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	5,827.23 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	特になし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	5,244.50 t	t
② 計画	(今後実施する予定の取組)		
	主たる産業廃棄物の発生を令和5年度実績比 約10%削減するような業務計画の立案遂行 優良認定処理業者への処理委託の推進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別に関する取り組みは実施していない
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を行い、作業所における周知を行う

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5 年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	-		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t		t
	(これまでに実施した取組)			
処理業務委託の為なし				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	-		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t		t
(今後実施する予定の取組)				
処理業務委託の為なし				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5 年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	-		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t		t
(これまでに実施した取組)				
処理業務委託の為なし				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	-		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t		t
(今後実施する予定の取組)				
処理業務委託の為なし				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業務委託の為なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 処理業務委託の為なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	5,827.23 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	t
	再生利用業者への 処理委託量	5,827.23 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	t
(これまでに実施した取組) 処理業務委託の為なし			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	5,244.50 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	524.45 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	5,244.50 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	t
(今後実施する予定の取組)			
令和5年度実績より主たる産業廃棄物の発生を10%削減するような 業務計画の立案			
優良認定処理業者への処理委託の10%目標推進			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

文書番号	HQY-11-01	エコステージ管理要領	第1版	4/9
------	-----------	------------	-----	-----

1. 一般

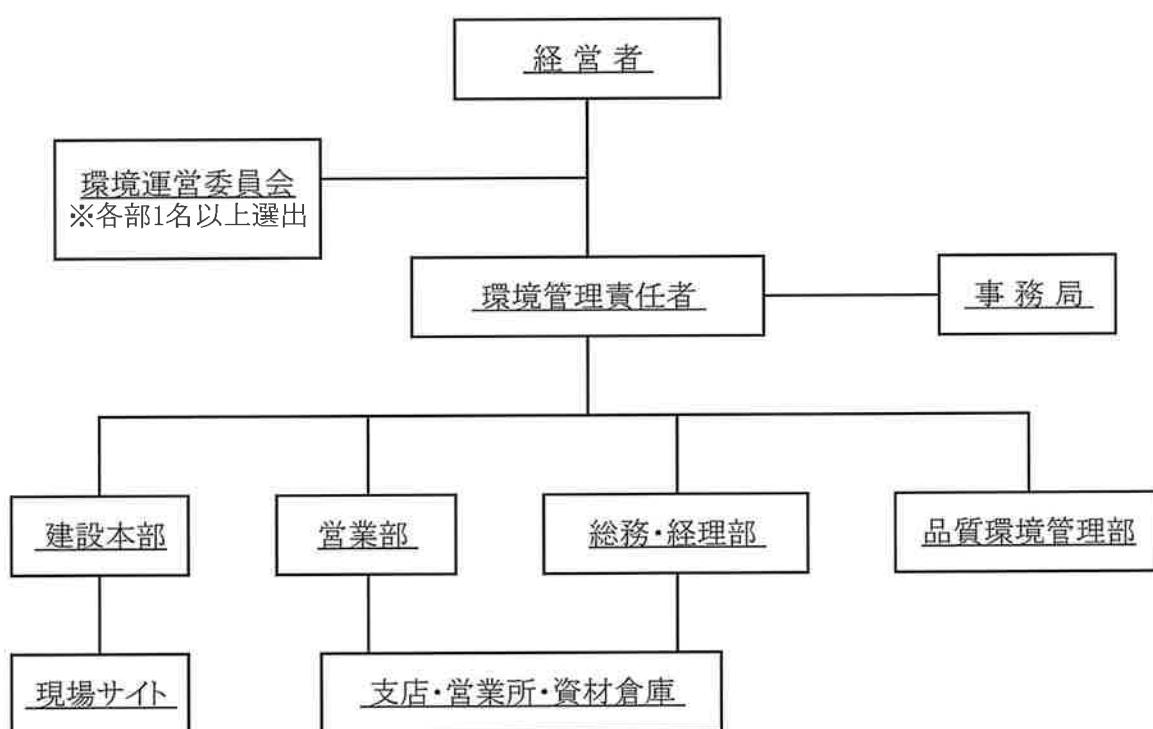
1. 1 目的

本規定は、環境マネジメントシステムを構築し、その継続的な改善に努め会社の発展を実現すると共に、建設工事において汚染防止を図り、地域の社会貢献に寄与することを目的とする。

1. 2 適用範囲・組織

エコステージの適用範囲は本社及び各作業所とする。

日立土木 株式会社 エコステージ 組織図



経営者 代表取締役社長

環境運営委員会 各部1名以上選出

環境管理責任者 社長より任命

事務局 環境管理責任者の補佐

各部 各部長

現場サイト 現場代理人

支店・営業所・資材倉庫 総務部・営業部管轄